



転居される方へのご案内

関係各課で住所変更の手続が別途必要です。
必要なものをお持ちの上、速やかに手続をしてください。

兵庫県西脇市 戸籍住民課
〒677-8511
兵庫県西脇市郷瀬町605番地
TEL 0795-22-3111(代)
FAX 0795-22-1014

対象者		手続	受付窓口・内線番号
国民年金	加入者	第1号被保険者の方は、住所変更の手続が必要な場合があるため、年金手帳と印鑑をお持ちください。	戸籍住民課 年金担当 ⑦番窓口 (250・251)
	受給者	住所変更の手続が必要な場合があるため、年金証書と印鑑をお持ちください。	
国民健康保険に加入されている方		国民健康保険被保険者証、届出人の本人確認書類、印鑑をお持ちください。 世帯主が変更になる場合はお問い合わせください。	保険医療課 保険担当 ⑤番窓口 (253・254)
福祉医療費を受給されている方		下記の該当する受給者証をお持ちください。 ①乳幼児等・こども医療費受給者証 ②母子家庭等医療費受給者証 ③重度・高齢重度障害者医療費受給者証 ④高齢期移行受給者証	保険医療課 医療担当 ⑥番窓口 (252・318)
後期高齢者医療に加入されている方		後期高齢者医療被保険者証をお持ちください。	保険医療課 医療担当 ⑥番窓口 (252・318)
介護保険に加入されている方		介護保険被保険者証をお持ちください。	福祉事務所内 長寿福祉課 介護保険担当 (338・340)
身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方		印鑑、手帳、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。	福祉事務所内 社会福祉課 障害福祉担当 (262・342)
障害福祉サービスを受給されている方		サービスに係る受給者証、印鑑、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。	
自立支援医療を受給されている方		自立支援医療受給者証、印鑑、健康保険証、マイナンバーが確認できるものをお持ちください。	
妊婦・産婦の方		妊婦健康診査費助成券、産婦健康診査受診券、新生児聴覚検査費助成券の住所をご自身で書き換えてください。	健康課 (356)
児童手当を受給されている方		印鑑をお持ちください。	福祉事務所内 こども福祉課 (375)
児童扶養手当・特別児童扶養手当を受給されている方		手当証書（該当者のみ）と印鑑をお持ちください。	
認定こども園・市立幼稚園・市外保育所等に入所（入園）されている方		印鑑をお持ちください。	生涯学習まちづくり センター2階 幼保連携課 (562・563)
小学校及び中学校の児童生徒		校区が変わる場合は、学校教育課へお問い合わせください。	生涯学習まちづくり センター2階 学校教育課 (536)

対象者	手続	受付窓口・内線番号
防災行政無線の設置・返却	事前に防災安全課へお問い合わせください。	市役所（本庁）1階 防災安全課 (336)
犬を飼われている方	環境課へお越しください。（持ち物は不要）	市役所（本庁）1階 環境課 (391)
高松霊園を利用されている方	事前に環境課へお問い合わせください。	
上下水道使用者	事前に上下水道お客様センターへお問い合わせください。	第2庁舎 上下水道お客さま センター (513・518・580)
空き家をお探しの方	「空き家バンク」で空き家の情報提供を行っています。 空き家をお探しの方は、空き家バンクの利用登録をお願いします。	市役所（本庁）2階 次世代創生課 (397)

その他のご案内

1 火曜日延長窓口サービス

毎週火曜日（閉庁日を除く）の午後5時15分から午後7時まで、以下の業務に限り窓口を延長しています。

- (1) 戸籍住民課
 - ・ 戸籍・住民票・印鑑登録証明書等各種証明書の交付
 - ・ 印鑑登録、マイナンバーカードの交付
- (2) 税務課
 - ・ 課税・非課税証明書、納税証明書の交付

2 休日窓口サービス


市役所の閉庁日に住民票、印鑑登録証明書、課税・非課税証明書の交付を行います。
ご希望の方は、平日午前8時30分から午後4時30分までの間に、担当課にお電話でご予約ください。

- (1) 戸籍住民課
 - ・ 住民票・印鑑登録証明書（内線 246・247）
- (2) 税務課
 - ・ 課税・非課税証明書（内線 243・379）

※ 郵便物の宛先の変更には、別途郵便局での手続が必要です。
お近くの郵便窓口へお問い合わせください。



咲かそう！人権文化の花を 西脇の地に



本人通知制度へ ぜひ登録を！

この制度は、事前に登録した人の住民票の写しや戸籍謄本などを代理人やそれ以外の第三者に交付した場合に、交付した事実について登録者本人に通知する制度です。

戸籍等の不正取得を
抑止するために

制度に関するご相談は、戸籍住民課（内線 247・367）
 人権に関するご相談は、まちづくり課人権室（内線 521）